

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2020年6月26日(金)

午前10時(受付開始午前9時30分)

<場所>

東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第69回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| (提供書面) | |
| 事業報告 | 16 |
| 連結計算書類 | 48 |
| 計算書類 | 51 |
| 連結計算書類に係る会計監査報告 | 54 |
| 計算書類に係る会計監査報告 | 56 |
| 監査役会の監査報告 | 58 |

株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード7867
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石七丁目9番10号

株式会社タカトミー

代表取締役社長 小 島 一 洋

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本株主総会について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、安心・安全の観点から、極力、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただくことを強くお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | | | | | | | |
|---------------|--|------|--|--|--|------|---|
| 1 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 | | | | | | |
| 2 場 所 | 東京都葛飾区立石六丁目33番1号 かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください) | | | | | | |
| 3 目的事項 | <table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件</td></tr></table> | 報告事項 | 1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 | | 2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 | 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件 |
| 報告事項 | 1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 | | | | | | |
| | 2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 | | | | | | |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件 | | | | | | |

以 上

【ご来場される株主の皆様へ】

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちください
ますようお願い申し上げます。
2. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
3. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんの
でご注意願います。
4. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますよ
うお願い申し上げます。
また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はございませんのでご了承願います。
5. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りませ
んようお願い申し上げます。
また株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげま
す。
6. 株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注
記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本
招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面及び上記書
類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監
査をした書類の一部であります。
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、
インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
7. 本総会会場で使用する電力は風力発電によるグリーン電力を使用し、環境に配慮した運
営を行っております。

【新型コロナウイルス感染防止について】

1. 体温が高い方（目安として37.5℃以上の発熱のある方）や頻繁に咳をされる等体調が悪
いように見受けられる方、海外から帰国されてから14日間が経過されていない方につ
きましては、入場をお断りいたします。なお、海外から帰国されてから14日間が経過し
ていない方は、受付でお申し出頂きますようお願いいたします。
2. ご自身の体調をご確認の上、感染予防の配慮をお願いします。マスク着用、会場内での
アルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。
3. 株主総会の議事は、例年より時間短縮いたしますので、株主総会の目的事項（報告事項及
び決議事項）に関連する質問以外は、ご遠慮ください。
4. 入場は、政府の基本的対応方針等に従い制限いたします。会場の座席は間隔を広げて設
置いたしますので、例年に比べ座席数が大幅に制限されます。そのため入場をお断りす
る場合がありますこと、予めご了承ください。
5. 当社役員・スタッフがマスク着用の上、登壇・ご対応させていただきます。
6. 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場が変更されたり、開催時刻
が変更されることがあります。新型コロナウイルスの感染防止に向けた新たな対応や
その他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載さ
せていただきます。当日ご来場頂く場合は、必ず下記URLを御確認頂きますようお願い
いたします。

当社ウェブサイト (<https://www.takaratomy.co.jp>)

議決権行使に関するお願い

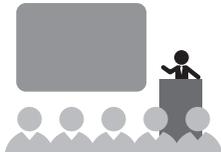
当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はB又はCにてご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

C

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（4頁）をご参照のうえ、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に着した場合はインターネットを有効とします。また、パソコンやスマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績及び配当性向などを勘案したうえで配当金額を決定していく方針とし、当期の期末配当は1株につき15円とさせていただきますと存じます。

なお、すでに中間配当として1株につき15円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき30円となります。

-
- | | |
|-----------|-----------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
|-----------|-----------|
-
- | | |
|----------------------------|--|
| ② 配当財産の割当てに関する 事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金15円 配当総額 1,421,964,420円 |
|----------------------------|--|
-
- | | |
|----------------------|------------|
| ③ 剰余金の配当が効力を生じ る日 | 2020年6月29日 |
|----------------------|------------|
-

第2号議案 取締役11名選任の件

当社の取締役7名全員は、2019年6月21日開催の当社定時株主総会において選任いただき、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 | |
|-------|--------------------------|----------------|-------------------------------|
| 1 | とみ やま かん たらう 富 山 幹 太郎 | 代表取締役会長 CEO | 再任 |
| 2 | こ じま かず ひろ 小 島 一 洋 | 代表取締役社長 COO | 再任 |
| 3 | こうの す たかし 鴻 巣 崇 | 取締役副社長 | 再任 |
| 4 | くつ ざわ ひろ や 沓 澤 浩 也 | 専務執行役員 CFO | 新任 |
| 5 | とみ やま あき お 富 山 彰 夫 | 常務執行役員 事業統括本部長 | 新任 |
| 6 | み と しげ ゆき 水 戸 重 之 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |
| 7 | み むら こ 三 村 まり子 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |
| 8 | さ とう ふみ とし 佐 藤 文 俊 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |
| 9 | との むら しん いち 殿 村 真 一 | 社外取締役 | 新任 社外 独立 |
| 10 | い よく み わ こ 伊 能 美 和子 | 社外取締役 | 新任 社外 独立 |
| 11 | やす え れい こ 安 江 令 子 | 社外取締役 | 新任 社外 独立 |

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

とみやま かんたろう
富山 幹太郎

再任

■略歴、当社における地位、担当

1982年 7月 当社入社
 1983年 5月 当社取締役
 1985年 5月 当社取締役副社長
 1986年12月 当社代表取締役社長
 2000年 6月 当社代表取締役社長 CEO
 2015年 6月 当社代表取締役会長
 2017年 6月 当社代表取締役会長 CEO（現任）

生年月日

1954年1月22日生

所有する当社の株式の数

2,708,063株

取締役在任年数

37年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

長年にわたる代表取締役としての豊富な経験に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。引き続き当社グループ経営の推進と経営の監督を遂行することができるかと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

こじま かずひろ
小島 一洋

再任

■略歴、当社における地位、担当

1983年 4月 三菱商事株式会社入社
 2008年 4月 丸の内キャピタル株式会社執行役員
 2009年 6月 当社社外取締役
 2012年 4月 当社取締役常務執行役員連結戦略局副局長
 2012年 6月 当社常務取締役連結戦略局副局長
 2013年 4月 当社常務取締役連結管理本部副本部長
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理本部長、内部統制・監査部担当
 2014年10月 当社取締役常務執行役員 CFO、連結管理本部長
 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 CFO、連結管理本部長
 2017年 6月 当社代表取締役副社長 COO、CFO
 2018年 1月 当社代表取締役社長 COO（現任）

生年月日

1961年1月4日生

所有する当社の株式の数

116,805株

取締役在任年数

8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

国内投資ファンド経営者、当社経営者としての豊富な経験に基づき、企業価値向上のため連結管理体制の整備、財務基盤の強化、人事戦略を推進してまいりました。引き続きその高い専門性と経験を基に、当社グループの経営全般を牽引することができるかと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

こうの す たかし
鴻巣 崇

再任

■略歴、当社における地位、担当

1976年4月 当社入社
 1997年10月 当社エンターテイメント事業本部事業部長
 2012年4月 株式会社タカラトミーアーツ代表取締役社長
 2013年4月 当社常務執行役員キャラクター事業本部長
 2014年4月 当社常務執行役員国内事業統括本部長
 2014年6月 当社取締役常務執行役員国内事業統括本部長
 2015年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長
 2017年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長
 2017年6月 当社専務取締役事業統括本部長
 2018年6月 当社取締役副社長事業統括管掌(現任)

生年月日

1958年1月14日生

所有する当社の株式の数

37,923株

取締役在任年数

6年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

16/16回(100%)

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

玩具事業、玩具周辺事業の業務執行経験が豊富であり、当社国内子会社社長経験と幅広い知識に基づき、企業価値向上のため中核玩具事業の強化、玩具周辺事業の拡大を推進しております。引き続きその豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

くつ ざわ ひろ や
沓澤 浩也

新任

■略歴、当社における地位、担当

2000年1月 当社入社
 2006年6月 株式会社ティンカーベル代表取締役社長
 2012年10月 当社経営企画室長、関係会社管理部長
 2014年7月 当社執行役員経営企画室長、関係会社管理部長
 2017年6月 当社常務執行役員、連結管理本部長
 2018年1月 当社常務執行役員 C F O、連結管理本部長
 2018年6月 当社取締役常務執行役員 C F O、連結管理本部長
 2019年4月 当社取締役専務執行役員 C F O、連結管理本部長
 2019年6月 当社専務執行役員 C F O、連結管理本部長
 2020年4月 当社専務執行役員 C F O(現任)

生年月日

1959年1月27日生

所有する当社の株式の数

1,529株

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

最高財務責任者(C F O)及び連結管理本部長を務めるなど、管理系業務全般に精通しております。その豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

とみ やま あき お
富山 彰夫

新任

■略歴、当社における地位、担当

2010年11月 当社入社
2015年11月 当社欧米戦略室
2017年1月 TOMY International, Inc.駐在
2018年4月 TOMY International, Inc.入社、CSO
2018年7月 当社企画開発本部グローバルR & D室長兼
任
2020年1月 当社常務執行役員
2020年4月 当社常務執行役員事業統括本部長（現任）

生年月日

1984年8月17日生

所有する当社の株式の数

781,600株

■重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とする理由】

当社海外子会社における最高戦略責任者（CSO）の経験から、企業戦略の強化を推進しております。その豊富な経験と知識を経営に活かすことができると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

みと しげゆき
水戸 重之

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 第一東京弁護士会弁護士登録
 1990年10月 TMI総合法律事務所の創設に参画
 1999年 4月 同事務所パートナー弁護士（現任）
 2002年 6月 株式会社タカラ社外監査役
 2002年12月 株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役
 2006年 3月 当社社外監査役
 2006年 4月 早稲田大学スポーツ科学研究科（大学院）講師（現任）
 2006年 5月 株式会社ブロッコリー社外監査役（現任）
 2010年 1月 株式会社湘南ベルマーレ取締役（現任）
 2013年12月 筑波大学ビジネス科学研究科（企業法学専攻）講師（現任）
 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
 2016年 6月 吉本興業株式会社（現吉本興業ホールディングス株式会社）社外取締役（現任）
 2016年 6月 日本コロムビア株式会社社外監査役
 2018年 4月 武蔵野大学法学研究科客員教授（現任）
 2018年 6月 株式会社フェイス社外取締役（現任）

| | |
|--------------|---------------|
| 生年月日 | 1957年5月9日生 |
| 所有する当社の株式の数 | 10,791株 |
| 取締役及び監査役在任年数 | 14年（本総会最終時） |
| 取締役会への出席状況 | 14/16回（87.5%） |

■重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所パートナー弁護士
 株式会社ブロッコリー社外監査役
 株式会社湘南ベルマーレ取締役
 吉本興業ホールディングス株式会社社外取締役
 株式会社フェイス社外取締役

【社外取締役候補者とする理由】

弁護士としての高い専門性や豊富な経験を活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役または社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって14年となります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

7

みむら
三村 まり子
こ

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1992年4月 ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
 1993年9月 高石法律事務所入所
 1995年4月 西村真田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
 2005年1月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現G Eヘルスケア・ジャパン株式会社）入社
 2006年6月 同社執行役員
 2010年1月 ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役
 2015年7月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
 2018年6月 当社社外取締役（現任）
 2018年8月 西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル（現任）

生年月日

1957年3月22日生

所有する当社の株式の数

0株

取締役在任年数

2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

16/16回（100%）

■重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所オブカウンセル

【社外取締役候補者とする理由】

弁護士及び企業経営者としての豊富な経験と知識を有し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

8

さとう ふみとし
佐藤 文俊

再任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1976年4月 日本銀行入行
 1998年4月 同行青森支店長
 2001年5月 同行福岡支店長
 2004年4月 株式会社堀場製作所入社常務執行役員
 2005年6月 同社常務取締役
 2017年3月 同社顧問
 2018年5月 一般社団法人東京科学機器協会監事
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 同 上 アズビル株式会社社外監査役（現任）

生年月日

1954年2月16日生

所有する当社の株式の数

3,217株

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

■重要な兼職の状況

アズビル株式会社社外監査役

【社外取締役候補者とする理由】

企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識を有し、リスクマネジメント体制の強化等に活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

9

との むら しん いち
殿村 真一

新任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 新日本製鉄株式会社入社
 1996年 6月 米国スタンフォード大学経営大学院修了
 1999年 6月 ジェームスマーチン&カンパニー・ジャパン
 入社
 2001年 7月 同社代表取締役社長
 2012年 7月 キャップジェミニ入社、アジア金融サービス
 部門代表
 2013年 2月 キャップジェミニ株式会社設立、代表取締役
 社長（現任）

生年月日

1963年4月29日生

所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

キャップジェミニ株式会社代表取締役社長

【社外取締役候補者とする理由】

メーカーにおける経営企画・新規事業企画・企業経営、IT分野のコンサルティング会社、MBA取得と事業運営及び企業経営に関する豊富な経験と知識を有しています。その豊富な経験と知識を経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

い よく み わ こ
伊能 美和子

新任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 日本電信電話株式会社入社
 1999年 7月 株式会社NTTコミュニケーションズ入社（分
 社化）
 2004年 4月 日本電信電話株式会社（NTT持株会社）転籍
 2010年 6月 ピーディーシー株式会社取締役兼任
 2012年 7月 株式会社NTTドコモ転籍
 2015年 8月 株式会社ドコモgacco代表取締役社長
 2017年 7月 タワーレコード株式会社代表取締役副社長
 2020年 1月 東京電力ベンチャーズ株式会社入社
 TEPCOライフサービス株式会社取締役兼任
 （現任）

生年月日

1964年10月11日生

所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

TEPCOライフサービス株式会社取締役

【社外取締役候補者とする理由】

事業会社において企業内起業家として連続して新規事業を立ち上げ、グループ会社の企業経営者としての手腕を有しております。その豊富な経験と知識を経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

11

やす え れい こ
安江 令子

新任

社外取締役

独立役員

■略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 株式会社松下電器情報システム名古屋研究
所（現パナソニック アドバンステクノロ
ジー）入社
1999年12月 モトローラ株式会社入社
2004年 6月 Seven Networks, Inc.入社
2005年 9月 Qualcomm, Inc.入社
2009年 7月 富士ソフト株式会社入社
2015年 4月 同社常務執行役員
2018年 1月 サイバネットシステム株式会社入社、副社長
執行役員
2019年 3月 同社代表取締役 社長執行役員（現任）

生年月日

1968年1月26日生

所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

サイバネットシステム株式会社代表取締役 社長執行役員

【社外取締役候補者とする理由】

ICT分野にて技術からビジネス開拓における幅広い知見をもち、また国際ビジネスの経験も豊富であり、ITシステム会社の企業経営者としての手腕を有しています。その豊富な経験と知識を経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は社外取締役候補者であります。
3. 水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。水戸重之氏はTMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。三村まり子氏は西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所の間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。また、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

4. 社外取締役候補者の責任限定契約等について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏との間で当該契約を締結しており、水戸重之氏、三村まり子氏、佐藤文俊氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、殿村真一氏、伊能美和子氏、安江令子氏の選任が承認された場合、当社は同氏らとの間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2020年3月31日現在のものです。

6. 三村まり子氏は2020年6月26日付で、TANAKAホールディングス株式会社の社外取締役に就任する予定であります。

当事業年度末時点の取締役(社外取締役除く) 3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額26百万円を支給することといたしたく存じます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(2020年3月期におけるハイライト)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大について、当社グループではかねてより生産地移管「チャイナプラスワン」を推進していたこともあり、生産面への影響は限定的なものに留まりました。また、第4四半期は、店頭における購買動向に大きな影響はなく、2020年3月期の業績に与える影響は限定的でありました。なお、感染拡大の防止を進めるため、当社グループ従業員の外出や出社の大幅な抑制を実現すべくテレワークを推進するとともに、海外・国内出張の原則禁止、6名以上集合する社内会議や6名以上で行う商談の禁止などの対策を実施しております。
- ・ 売上高は、164,837百万円（前期比6.8%減）となりました。定番商品「トミカ」や映画『トイ・ストーリー4』及び『アナと雪の女王2』関連商品などの販売が伸長いたしました。一方、最大商戦期の年末年始商戦では玩具全体の市況に勢いが見られませんでした。また、2015年夏に発売し5年目となる「バイブレードパースト」の販売減少や「トランスフォーマー」映画関連商品販売の反動減に加え、ボーイズ新規商品及びグローバル戦略商品「Rizmo（リズム）」の販売が期待値に届かず、新たなヒット商品の創出に至りませんでした。
- ・ 営業利益は、販売費及び一般管理費が減少したものの、売上高減少により売上総利益が減少したことなどから、10,683百万円（前期比25.8%減）となりました。
- ・ 経常利益は、営業利益が減少したことに加え、為替差損が発生したことなどにより、10,204百万円（前期比28.7%減）となりました。
- ・ 親会社株主に帰属する当期純利益は、TOMY Internationalグループにおける、オセアニア子会社ののれん及び保有する無形固定資産の全額並びに米国子会社が保有する無形固定資産の一部についての減損損失など2,816百万円の特別損失を計上したことなどにより、4,507百万円（前期比51.5%減）となりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ・ 日本においては、「トミカ」単品や「トミカプレミアム」などの販売が伸長するとともに、発売60周年となる「プラレール」は各種マーケティング施策が奏功し堅調に推移いたしました。10月より新たなテレビアニメ放送を開始した「ゾイドワイルド」は改造遊びが人気となりました。また、女兒向け特撮テレビドラマシリーズ「ひみつ×戦士 ファントミラージュ！」の関連商品が好調に推移するとともに、液晶トイ「すみっこぐらし すみっこさがし」や動物フィギュア「アニア」などが人気を集めました。さらに、映画『トイ・ストーリー4』及び『アナと雪の女王2』関連商品の販売が伸長いたしました。一方、ボーイズ商品においては販売が大幅に減少いたしました。「ベイブレードバースト」は、会社想定以上の販売を維持し、長く人気が続いておりますが、前期比では減少となりました。「トランスフォーマー」は、前期に展開した映画関連商品販売の反動減から海外向け輸出が減少するとともに、「デュエル・マスターズ」は競争環境の変化もあり軟調に推移いたしました。また、2019年4月よりテレビアニメ放送を開始したボーイズ新規商品の販売も苦戦いたしました。さらに、グローバル戦略商品として「Rizmo (リズモ)」を投入したものの販売は伸び悩みました。

12月には、新たにスマートフォン向けカードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S (デュエル・マスターズ プレイス)」の配信を開始し、2月には第2弾カードパックを配信いたしました。
- ・ TOMY Internationalグループにおいては、日本と連動し企画・開発を進めたグローバル大型商品「Rizmo (リズモ)」など、新規商品ラインを展開いたしました。期待値には届かず、前期第1四半期まで展開していたキャラクター玩具の販売も終了したことなどから、売上高は減少いたしました。

＜セグメント別業績の概況＞

(単位:百万円)

| | 前期 | 当期 | 増減 | 増減率(%) |
|----------------|---------|---------|---------|--------|
| 売上高 | 176,853 | 164,837 | △12,016 | △6.8 |
| 日本 | 148,732 | 138,948 | △9,783 | △6.6 |
| アメリカズ | 17,998 | 17,214 | △784 | △4.4 |
| 欧州 | 5,325 | 5,507 | 182 | 3.4 |
| オセアニア | 1,783 | 1,442 | △340 | △19.1 |
| アジア | 54,033 | 51,491 | △2,542 | △4.7 |
| 消去または全社 | △51,018 | △49,767 | 1,251 | － |
| 営業利益または営業損失(△) | 14,407 | 10,683 | △3,724 | △25.8 |
| 日本 | 16,734 | 13,615 | △3,118 | △18.6 |
| アメリカズ | △81 | △23 | 58 | － |
| 欧州 | △659 | △916 | △257 | － |
| オセアニア | △21 | △166 | △144 | － |
| アジア | 903 | 1,248 | 344 | 38.1 |
| 消去または全社 | △2,468 | △3,074 | △605 | － |

＜日本＞

2020年3月期は玩具業界において大きなヒット商品がなく、最大の商戦期である年末年始商戦は大きな盛り上がりを欠く結果となりました。

定番商品「トミカ」においては、人気の外国産車をラインナップに加え充実を図った「トミカ」単品や今期5周年を迎えた大人向けハイディテールコレクションモデル「トミカプレミアム」などの販売が伸びました。また、1959年に誕生した「プラレール」は発売60周年と合わせた各種マーケティング施策を押し進めたことにより、60周年を記念したレールと車両のセット商品が人気を集めるなど、販売が堅調に推移いたしました。

ボーイズ商品では、10月に新たな世界観でテレビアニメ放送を開始した、恐竜や動物モチーフの自社コンテンツ「ゾイドワイルド」の改造遊びが人気となりました。

ガールズ商品では、コンテンツとしての人気も高い、女兒向け特撮テレビドラマシリーズ「ひみつ×戦士 ファントミラージュ！」の関連商品が好調に推移いたしました。また、サプライズドール「L.O.L. サプライズ！」がSNSを中心としたマーケティング活動も寄与し堅調に推移するとともに、カメラ機能付き液晶ト

イ「すみっこぐらし すみっこさがし」などが人気を集めました。

プリスクール商品では、海外で高い人気を誇るテレビアニメ「パウパトロール」関連商品を2019年5月より日本市場にて展開し評価を得るとともに、動かして遊べる手のひらサイズの動物フィギュアシリーズ「アニア」が商品ラインナップを拡充したこともあり、好評を博しました。

7月公開のディズニー&ピクサーのアニメーション映画『トイ・ストーリー4』関連商品は、映画キャラクターのフィギュアやぬいぐるみ、ガチャなどの関連商品をグループ横断で投入し、好調に推移いたしました。また、11月公開のディズニー映画『アナと雪の女王2』はスマホ型玩具「キラキラスマートパレット」やドレスなどの関連商品が人気を集めました。

㈱タカラトミーアーツにおいては、大画面で迫力のバトルが楽しめるアミューズメントマシン「ポケモンガオーレ」が引き続き好評を博しました。

12月にはスマートフォン向けカードゲームアプリ「DUEL MASTERS PLAY'S (デュエル・マスターズ プレイス)」の配信を開始し、500万ダウンロードを突破するとともに2月には第2弾カードパックを配信いたしました。

一方、2015年夏に発売の「バインブレードバースト」は、会社想定以上の販売を維持し、長く人気が続いておりますが、前期比では減少いたしました。「トランスフォーマー」は、前期における映画関連商品販売の反動減により海外向け輸出が減少するとともに、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」は競争環境の変化もあり軟調に推移いたしました。また、昨年4月より1年間テレビアニメを放送したボーイズ新規商品やグローバル戦略商品「Rizmo (リズモ)」などを積極的に市場投入しヒット化を狙いましたが、期待値には届きませんでした。「リカちゃん」は誕生50周年から2年に亘り好調であった反動もあり販売が減少いたしました。以上により、売上高は138,948百万円(前期比6.6%減)となり、営業利益は13,615百万円(同18.6%減)となりました。

<アメリカズ>

3月にテレビアニメ「Ricky Zoom」の関連商品を市場展開いたしました。日本でも販売する最高の触り心地を追求したぬいぐるみ「もっちゃんもっちゃん、海外商品名：Club Mocchi- Mocchi-」を継続展開し好評を得ました。コアブランドである農耕車両玩具やベビー用品は堅調に推移いたしました。サプライズお世話ペット「Rizmo (リズモ)」やその他新規商品ラインの導入を行いました。販売は期待値に届きませんでした。また、前期第1四半期まで展開していたキャラクター玩具の販売が終了したことから、17,214百万円(前期比4.4%減)となり、営業損失は23百万円(前期営業損失81百万円)となりました。

<欧州>

欧州での販売権を獲得したボードゲームやアクションゲーム「Drumond Park ブランド商品」を市場展開し人気を博しました。また、農耕車両玩具が好調な販売となるとともに、サプライズお世話ペット「Rizmo（リズモ）」を9月に導入いたしました。なお、前期第1四半期まで展開していたキャラクター玩具の販売が終了いたしました。売上高は5,507百万円（前期比3.4%増）となりました。営業損失は、新製品投入に伴うマーケティング投資の増加などにより、916百万円（前期営業損失659百万円）となりました。

<オセアニア>

農耕車両玩具の販売が堅調に推移するとともに9月に「Rizmo（リズモ）」を市場投入したものの、前期第1四半期まで展開のキャラクター玩具販売が終了したことや、「Printoss（プリントス）、海外商品名：KiiPix」の展開が縮小したことから、売上高は1,442百万円（前期比19.1%減）、営業損失は166百万円（前期営業損失21百万円）となりました。

<アジア>

定番商品である「トミカ」は導入アイテムを拡充するとともに店頭マーケティングの強化やイベント開催などの施策により、単品商品を中心に好調に推移いたしました。また、初夏に公開されたディズニー&ピクサーのアニメーション映画『トイ・ストーリー4』関連玩具の販売が好評を博しました。一方、前期に韓国で人気を集めた次世代ベークマ「ベイブレードバースト」関連商品の販売が減少したことなどもあり、売上高は51,491百万円（前期比4.7%減）、営業利益は1,248百万円（同38.1%増）となりました。

- (2) **設備投資の状況**
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は53億円であります。
その主なものは、金型の取得に32億円、アミューズメント機器の取得に9億円投資しております。
- (3) **資金調達の状況**
当連結会計年度中に、長期借入金の返済資金として、金融機関より長期借入金165億円の資金調達を行いました。
- (4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。
- (5) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- (6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- (7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 66 期 2017年3月期 | 第 67 期 2018年3月期 | 第 68 期 2019年3月期 | 第 69 期 2020年3月期 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高(百万円) | 167,661 | 177,366 | 176,853 | 164,837 |
| 経 常 利 益(百万円) | 7,823 | 12,420 | 14,303 | 10,204 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,372 | 7,962 | 9,302 | 4,507 |
| 1株当たり当期純利益 | 61円88銭 | 84円74銭 | 97円85銭 | 47円30銭 |
| 総 資 産(百万円) | 157,693 | 139,456 | 143,364 | 129,253 |
| 純 資 産(百万円) | 51,611 | 56,322 | 67,315 | 67,410 |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第68期の期首から適用し、第67期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資本金 | 議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------|---------|--------|--------------------------------|
| 株式会社タカラトミーアーツ | 100百万円 | 100.0% | カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売 |
| 株式会社トミーテック | 100百万円 | 100.0 | 鉄道模型等の企画製造販売 |
| 株式会社タカラトミーマーケティング | 100百万円 | 100.0 | 玩具等の卸販売・ロジスティクス |
| 株式会社キデイランド | 100百万円 | 92.8 | 玩具雑貨等の販売 |
| TOMY Holdings, Inc. | 1米ドル | 100.0 | 乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等 |
| TOMY International, Inc. | — | 100.0 | 乳幼児製品、玩具等の企画製造販売等 |
| TOMY (Hong Kong) Ltd. | 10千香港ドル | 100.0 | 乳幼児製品、玩具等の製造 |

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定しております。

(10) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は現在も感染拡大が続いており、世界経済へ与える影響は大きく、人々の生活・行動は大きく変容しつつあります。新型コロナウイルス感染拡大により、生産面では、現在の中国、ベトナム、タイにおける工場操業は通常どおりであるものの、一部の商品発売タイミングに変更が生じております。需要面では、巣ごもり需要やeコマース購買の高まりはあるものの、「外出自粛」「店舗の臨時休業、営業時間の短縮」「各種イベントの中止・延期」などから、市況全体の回復には時間を要するものと考えております。これら新型コロナウイルス禍がもたらす経営環境の変化に対して、次の方針に基づいて迅速かつ柔軟に対応してまいります。

- ✓お客様、お取引先様及び当社グループ従業員の健康・安全面を第一に考慮した新型コロナウイルスへの対応
- ✓消費者行動の変容に対応
- ✓外部環境の変化に対応する事業構造の変革
- ✓タカラトミーの強み（商品力、ブランド力、顧客ベース）を活かしたビジネス展開
- ✓経営環境に応じたコストコントロールと流動性資金の確保

外部環境が大きく変化し、消費者の購買行動が変容する前提のもと経営リソースを配分してまいります。

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。

また、2019年3月期から2021年3月期の中期経営計画として、次の事業戦略を推進しております。

- ①自社オリジナルグローバルブランド戦略の推進
「ゾイドワイルド」を第3の柱に育成、さらに新規コンテンツへの投資を推進
- ②日本、アジア オリジナルブランドの創出
定番商品発売コンテンツ、女兒実写コンテンツなどを創り出し、展開拡大
- ③カテゴリーNo.1 戦略
グループ企業3社（タカラトミー、タカラトミーアーツ、トミーテック）

- ク)による、三位一体の営業体制が機能
- ④ハイターゲット及び高齢者向けビジネスの拡大
グループ横断で高齢層に向けた商品化を幅広く展開
 - ⑤アジア市場の拡大
定番商品に加え、コンテンツ・新規商品を積極展開
 - ⑥欧米の完全立て直し
コアブランドの強化と新規商品投入による売上基盤強化

なお、中期経営計画の最終年度となる2021年3月期に「売上高1,900億円、営業利益160億円」を目指してまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による消費活動の停滞の程度や感染拡大が収束する時期を見通すことは難しく、その影響を合理的に算定することが困難なことから、現時点での業績予想は未定とさせていただきます。今後業績への影響を見極め、合理的な予想の開示が可能となった段階で速やかに公表いたします。

当社グループの中長期の重点課題とその対応策等は次のとおりであります。

(1) 中核玩具事業の強化

半世紀以上の歴史を誇り、安定的に利益を創出する定番ブランド「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」など当社グループが育み、競合他社との優位性が高い自社ブランドのさらなる強化を図るとともに、世界に通用するコンテンツの育成・開発を進めてまいります。加えて、テレビアニメなど、新たな自社キャラクターコンテンツの創出を強化してまいります。近年、市場が拡大傾向にあるハイターゲット・高齢者に向けたビジネスでは、鉄道模型やコミュニケーションロボットなど対象層のニーズに合わせた工夫したものを展開してまいります。

また、ネット通販需要の盛り上がりとともに、市場が急成長しているeコマースやコンビニエンスストアなど玩具と消費者の接点を拡大すべく従来の流通と異なる販路に対し、それぞれの市場や売場に合った商品開発、マーケティング戦略を進めてまいります。

さらに、コスト構造を見直し、固定費圧縮により損益分岐点比率を低減させ、収益基盤の強化を図ってまいります。生産調達部門では、中国偏重であった生産体制からベトナムなどへの生産シフトを進め、コスト競争力の強化及び商品の安全性と品質管理の徹底を進めてまいります。

(2) グローバル展開の推進

海外市場におきましては、本社主導によるアメリカズ（北米・中南米）、欧州、オセアニアを直接経営管理する体制のもと、TOMY Internationalグループにおいては事業の集中と選択を行い、そしてビジネスの成長に向けて新規商品の投入とコアブランドの強化を進めてまいります。新規商品としては、日本で開発しグローバル展開できる新規商品の導入を続けていくとともに、ヒットした商品のローカライズを進めてまいります。また、コアブランドの強化については、玩具やベビー事業を中心に経営資源を投下し、新製品を市場投入してまいります。これらにより安定的なビジネス基盤を構築するとともに、成長率の高い海外市場への展開を推進してまいります。アジア地域におきましては、中国、韓国、香港、台湾などを中心に安定的に収益を確保できる定番商品や人気のキャラクター関連商品を展開するとともに、売場の拡大やイベントの開催、eコマースの活用などのマーケティング強化を行うなど、成長市場での事業拡大を図ってまいります。

(3) 玩具周辺事業の拡大

日本及びアジア地域を中心に、当社グループの総合力を最大限発揮し、玩具を中心にブランドやキャラクターを活かした玩具周辺事業を拡大させてまいります。また、ソーシャルゲームなどの拡大による一般玩具市場の競争環境の変化を鑑み、スマホアプリ事業の強化を推進してまいります。

(4) 財務基盤の強化

グローバル競争での勝ち残り戦略実現のため、買収により増加した有利子負債の圧縮、内部留保蓄積による自己資本の拡充、リスクマネジメントの徹底を含む財務戦略を強力に推進し、リスクに耐えうる強固な財務基盤を構築してまいります。

(5) 新たな企業風土の醸成と人財育成、働きやすい職場づくり

時代のニーズを先取りする創造性と遊び心に富んだ人財や次世代を担うグローバル人財の採用・育成・最適配置・評価により、「真のグローバル企業」に相応しい企業風土の醸成を図ってまいります。また、個人及び組織が最大限の付加価値を生み出すために、テレワークを導入するなど働き方の改革とワークライフバランスの実現に積極的に取り組んでまいります。

(6) 内部統制強化とCSR推進

内部統制システムの継続的な改善を行い、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの徹底を図ってまいります。また、創業理念を基にしたCSR方針「私たちは、生業である“おもちゃ”を通じて広く社会に貢献してまいります。」のもと、事業を通じたCSR活動を推進しています。中長期を見据えてCSRのあるべき姿を「世界中の子どもたちと友だちになる」とし、その実現のためのアプローチを骨子にまとめるとともに、2019年6月にはCSR重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。

CSR重要課題は、①安心・安全・品質の確保、②新たな製品・サービス・IPの創出、③ユニバーサルデザインの推進、④組織統治とステークホルダーとの対話、⑤働き方改革の推進、⑥CSR調達、⑦環境マネジメント、⑧事業を通じた教育・文化への貢献の8つとなります。

現在、これらCSR重要課題に沿った具体的な行動計画や、進捗状況を評価するための指標（KPI）の策定に取り組んでおります。

当社グループCSRの詳細はアニュアルレポート（冊子及びWEB）及びCSRサイト（www.takaratomy.co.jp/company/csr/）にて情報発信しております。

(11) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

| 事業 | 事業内容 |
|--------|----------------------------------|
| 玩具事業 | 玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等 |
| 玩具周辺事業 | カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等 |

(12) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

| 当社 | 所在地 |
|--------------------------|-----------------|
| 本社 | 東京都葛飾区 |
| 青戸オフィス | 東京都葛飾区 |
| 子会社 | 所在地 |
| 株式会社タカラトミーアーツ | 東京都葛飾区 |
| 株式会社トミーテック | 栃木県下都賀郡壬生町 |
| 株式会社タカラトミーマーケティング | 東京都葛飾区 |
| 株式会社キデイランド | 東京都千代田区 |
| TOMY Holdings, Inc. | 米国イリノイ州オークブルック市 |
| TOMY International, Inc. | 米国アイオワ州ダイアースビル市 |
| TOMY (Hong Kong) Ltd. | 中国香港カオロン地区 |

(13) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 地域セグメント | 使用人数 | | 前連結会計年度末比増減 | |
|----------|--------|----------|-------------|--------|
| 日本 | 1,069名 | (1,535名) | 44名増 | (40名増) |
| アメリカズ | 193名 | (79名) | 8名減 | (10名減) |
| 欧州 | 81名 | (16名) | 8名減 | (2名増) |
| オセアニア | 10名 | (15名) | 1名減 | (1名減) |
| アジア | 1,133名 | (24名) | 133名減 | (1名増) |
| 報告セグメント計 | 2,486名 | (1,669名) | 106名減 | (32名増) |
| 全社（共通） | 82名 | (12名) | 9名増 | (1名減) |
| 合計 | 2,568名 | (1,681名) | 97名減 | (31名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 541 (131) 名 | 32名増 (3名増) | 42.3歳 | 9年7ヵ月 |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び契約・嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

| 借入先 | 借入残高（百万円） |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 12,797 |
| 株式会社みずほ銀行 | 10,082 |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 384,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 96,290,850株 |
| (3) 株主数 | 133,678名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| 司 不 動 産 株 式 会 社 | 7,565,312株 | 7.98% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 5,866,800 | 6.19 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 4,171,800 | 4.40 |
| 富 山 幹 太 郎 | 2,708,063 | 2.86 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 1,825,100 | 1.93 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 1,657,508 | 1.75 |
| 管 理 信 託 (富 山 章 江 口) 受 託 者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 | 1,183,101 | 1.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 1,093,800 | 1.15 |
| J.P. MORGAN LUXEMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 1,020,015 | 1.08 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) | 1,014,800 | 1.07 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,493,222株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年3月31日現在)

| 発行決議日 | 1個当たりの発行価額 | 1株当たりの行使価額 | 権利行使期間 | 新株予約権の行使の条件 | 役員の保有状況 | 目的となる株式の種類及び数 |
|--------------------------------|--------------------|------------|---------------------------|-------------|--------------------------|-------------------|
| 2015年9月15日 (株式報酬型ストックオプション) | 55,300円 (注) 1. | 1円 | 2015年10月2日 ~2045年10月1日 | (注) 2. | 取締役(社外取締役を除く) 2名 106個 | 当社普通株式 10,600株 |
| 2016年8月9日 (株式報酬型ストックオプション) | 101,400円 (注) 1. | 1円 | 2016年10月4日 ~2046年10月3日 | (注) 2. | 取締役(社外取締役を除く) 2名 74個 | 当社普通株式 7,400株 |
| 2017年8月8日 (株式報酬型ストックオプション) | 153,000円 (注) 1. | 1円 | 2017年10月3日 ~2047年10月2日 | (注) 2. | 取締役(社外取締役を除く) 2名 48個 | 当社普通株式 4,800株 |
| 2018年8月7日 (株式報酬型ストックオプション) | 111,700円 (注) 1. | 1円 | 2018年10月2日 ~2048年10月1日 | (注) 2. | 取締役(社外取締役を除く) 2名 216個 | 当社普通株式 21,600株 |
| 2019年8月6日 (株式報酬型ストックオプション) | 122,700円 (注) 1. | 1円 | 2019年10月2日 ~2049年10月1日 | (注) 2. | 取締役(社外取締役を除く) 2名 137個 | 当社普通株式 13,700株 |

- (注) 1. 権利付与対象者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。
2. (1) 権利付与対象者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができません。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。
- (3) 権利付与対象者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
- (4) その他、新株予約権の行使の条件は、当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 発行決議日 | 1個当たりの発行価額 | 1株当たりの行使価額 | 権利行使期間 | 新株予約権の行使の条件 | 使用人等への交付状況 | 目的となる株式の種類及び数 |
|-----------------------------|------------|------------|-------------------------------------|-------------|--|--------------------|
| 2019年8月6日 (通常型ストックオプション) | 無償 | 1,252円 | 2021年10月2日 ~2023年9月30日 (注) 1. | (注) 2. | 当社使用人 137名 2,355個 子会社の役員及び使用人 122名 2,015個 | 当社普通株式 437,000株 |

(注) 1. 行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりです。

2022年9月30日まで50%

2023年9月30日まで100%

2. 権利付与対象者が、当社・子会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。

その他の条件については当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|--|
| 代表取締役会長 | 富 山 幹 太 郎 | CEO |
| 代表取締役社長 | 小 島 一 洋 | COO |
| 取締役副社長 | 鴻 巣 崇 | 事業統括管掌 |
| 取 締 役 | 宮 城 覚 映 | |
| 取 締 役 | 水 戸 重 之 | TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社湘南ベルマーレ取締役 吉本興業ホールディングス株式 会社社外取締役 株式会社フェイス社外取締役 株式会社プロックリー社外監査役 |
| 取 締 役 | 三 村 ま り 子 | 西村あさひ法律事務所オブカウンセル |
| 取 締 役 | 佐 藤 文 俊 | アズビル株式会社社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 松 木 元 | |
| 監 査 役 | 梅 田 常 和 | 公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締 役監査等委員 株式会社ハーバー研究所社外取締役 監査等委員 エステールホールディングス株 式会社社外取締役 |
| 監 査 役 | 吉 成 外 史 | あかつき総合法律事務所所長 株式会社バリューHR社外取締 役監査等委員 アドソル日進株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | 渡 邊 浩 一 郎 | 渡邊浩一郎公認会計士事務所所長 株式会社ジャムコ社外監査役 UiPath株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役宮城覚映氏、取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松木元氏、監査役梅田常和氏、監査役渡邊浩一郎氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松木元氏は、株式会社タカラトミーアーツの取締役管理本部長として2012年6月から2018年6月まで、通算6年にわたり決算手続及び財務諸表の作成等に従事しておりました。
 - ・監査役梅田常和氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は取締役宮城覚映氏、取締役水戸重之氏、取締役三村まり子氏、取締役佐藤文俊氏、監査役梅田常和氏、監査役吉成外史氏、監査役渡邊浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 |
|------------------|-----------------|------------------|---------------|-----------|----------------|
| | | 固定報酬 | ストック オプション | 業績連動型報酬 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 200 (32) | 150 (32) | 24 (-) | 25 (-) | 8名 (4)名 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 42 (26) | 42 (26) | 0 (-) | - (-) | 4名 (3)名 |
| 合計 (うち社外役員) | 243 (59) | 192 (59) | 25 (-) | 25 (-) | 12名 (7)名 |

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役4名)であります。上記員数と相違しておりますのは、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれているためであります。
2. 株主総会の決議(2006年6月27日開催第55回定時株主総会)による取締役報酬額(定額報酬)は年額400百万円以内、また監査役報酬額(定額報酬)は年額70百万円以内であります。
3. 株主総会の決議(2015年6月24日開催第64回定時株主総会)によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役(社外取締役を除く)について年額200百万円以内であります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役水戸重之氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- 取締役三村まり子氏は、西村あさひ法律事務所オブカウンセルであります。当社と同事務所との間には法律業務を委託する取引関係があり、それに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬額は過去3か年においていずれも1,000万円未満であり、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満であります。
- 監査役梅田常和氏は、公認会計士梅田会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- 監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- 監査役渡邊浩一郎氏は、渡邊浩一郎公認会計士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役水戸重之氏は、株式会社湘南ベルマーレの非常勤取締役、吉本興業ホールディングス株式会社、株式会社フェイスの社外取締役であり、株式会社ブロッコリーの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役佐藤文俊氏は、アズビル株式会社の社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役梅田常和氏は、エステールホールディングス株式会社の社外取締役であり、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社ハーバー研究所の社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、アドソル日進株式会社の社外監査役であり、株式会社バリューHRの社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役渡邊浩一郎氏は、株式会社ジャムコ、UiPath株式会社の社外監査役であります。当社と兼任先の間には特別な関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係について該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（16回開催） | | 監査役会（14回開催） | |
|----------|-------------|------|-------------|------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役宮城覚映 | 16回 | 100% | － | － |
| 取締役水戸重之 | 14 | 87.5 | － | － |
| 取締役三村まり子 | 16 | 100 | － | － |
| 取締役佐藤文俊 | 11 | 100 | － | － |
| 監査役梅田常和 | 16 | 100 | 14回 | 100% |
| 監査役吉成外史 | 16 | 100 | 14 | 100 |
| 監査役渡邊浩一郎 | 16 | 100 | 14 | 100 |

(注) 取締役佐藤文俊氏は、2019年6月21日開催の第68回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。同氏就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役宮城覚映氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を活かして経営に関する発言及び助言を積極的に行っております。
- ・ 取締役水戸重之氏は、主に知的財産が専門の弁護士として業務提携等について、積極的発言を行っております。
- ・ 取締役三村まり子氏は、弁護士及び、企業経営者としての豊富な経験と知識を活かし、意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的発言を行っております。
- ・ 取締役佐藤文俊氏は、企業経営者及び金融機関出身者としての豊富な経験と知識を基に、主に経営及びリスクマネジメントに関して積極的発言を行っております。
- ・ 監査役梅田常和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・ 監査役吉成外史氏は、主に弁護士としての会社法的視点から適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。
- ・ 監査役渡邊浩一郎氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言及び監査役会の適切な運営や、会計監査人による適正な監査が実施されるよう監視を積極的に行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は会社法第425条第1項に定める額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

| | 監査証明業務に 基づく報酬 | 非監査業務に基 づく報酬 |
|-------|------------------|-----------------|
| 提出会社 | 99百万円 | 9百万円 |
| 連結子会社 | － | － |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の適用に関する検討支援業務等であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

| | |
|---|---|
| <p>業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)の基本方針 (会社法第362条第4項第6号)</p> | <p>【基本方針の決議の内容】 当社は、ステークホルダーの信頼に応え、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレートガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めております。</p> |
| <p>1. コンプライアンス体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させております。</p> <p>②コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし社外取締役・監査役などで構成される「リスク/コンプライアンス委員会」を設置して、リスク/コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する体制を採っております。</p> <p>③代表取締役の直轄組織である「内部統制・監査部」が、当社及びグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役及び監査役会に報告しております。</p> <p>④社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応いたします。</p> <p>⑤取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、独立役員として届け出た社外取締役により構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対抗措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしております。</p> |
| | <p>【運用状況の概要】</p> <p>①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、タカラトミーグループ役職員への周知徹底のために携帯用カードを配布しています。「タカラトミーグループ行動基準」及び「COBC (Code of Business Conduct)」の理解を目的として、タカラトミーグループ役職員に対してeラーニングを実施しています。本研修を受講し、本行動基準及びCOBCへの遵守の宣誓を行った後に、受講者に対して修了証を授与しています。また、毎年、全役職員が、コンプライアンス遵守の重要性を再認識するために、「コンプライアンスを考える日」を開催しています。さらに、コンプライアンスの更なる意識向上と遵守徹底のため、当社及びグループよりコンプライアンスリーダーを選出し、コンプライアンス啓蒙のための活動を行う、「コンプライアンスリーダー制度」を導入しています。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>その他に、コンプライアンス意識の醸成及び知識の向上を目的として次のような研修を実施しています。</p> <p>a.コンプライアンスリーダー向けに、弁護士や公認会計士等の専門家を講師に迎え「コンプライアンスリーダー研修」を実施</p> <p>b.国内全役職員向けに定期的にコンプライアンス研修を実施</p> <p>c.国内全役職員向けにコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、他社での違反事例や話題となった事例を提供</p> |
| <p>2. リスクマネジメント体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①「リスク/コンプライアンス委員会」及び「内部統制・監査部」により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しております。</p> <p>②不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものといたします。</p> <p>③製品の安全性に関しては、「安全品質統括部」を中心に、安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。</p> <p>④環境問題に関しては、「連結総務人事室」を中心に対応しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①リスク管理については、社会の変化及び法令の改正に併せて必要に応じて規程及び方針を変更及び制定しています。また、事業を継続させるために、震災等の不測の事態に備え定期的に防災訓練を実施しています。</p> <p>②製品の安全性に関して、安全品質統括部により商品の法規制、業界で定めたS T（セーフティイ）基準だけでなく、当社基準に基づき、企画から出荷のあらゆる工程において、厳格に審査を実施し、より安心な商品が提供できる体制を構築しています。また、毎年、「安全の日」を開催し、商品の安全性の再認識と意識向上を図っています。</p> <p>③内部通報規程に基づき、当社、グループ会社の内部通報窓口及び弁護士事務所による外部窓口を設置するとともに多言語に対応したWEB窓口を設置しております。また、毎年、全従業員に内部通報制度を周知して、制度の徹底を図っております。</p> |

3. 効率的な職務執行体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

【基本方針の決議の内容】

- ①毎月1回の定例「取締役会」及び適宜「臨時取締役会」を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行っております。
- ②グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため「常務会」を原則月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。常務会の決定事項は、取締役会に必要に応じて報告される体制をとっております。
- ③取締役会の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」及び「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。
- ④社外取締役・監査役などで構成される、代表取締役の諮問機関としての「アドバイザリーコミティ」及び、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミティ」を設置して、当社及びグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。
- ⑤代表取締役の諮問機関として、常勤取締役で構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。
- ⑥「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループ及び各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。
- ⑦「中期経営方針」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

【運用状況の概要】

- ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則毎月開催しているほか、適宜臨時にて開催しております。また、取締役会及び代表取締役の諮問機関である各種委員会についても定期的に開催し、その結果を取締役会、もしくは代表取締役に随時報告しています。
また、取締役会全体の実効性評価について、取締役会の構成メンバーにより年1回以上の自己評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげています。
- ②取締役会から常務会及び執行役員への権限を明確に割り当てることにより、グループ会社の経営の全般的執行及び業務執行についての意思決定が迅速に行われています。

| | |
|--|---|
| <p>4. 情報の保存及び管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。</p> <p>②情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じております。</p> <p>③ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①取締役の職務執行について、株主総会及び取締役会の議事録に記録し、法令及び社内規程に基づき管理・保存をしています。</p> |
| <p>5. グループ管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または従業員が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理及びコンプライアンス体制強化を図っております。</p> <p>②グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っております。</p> <p>③コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」及び「内部統制・監査部」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っております。</p> <p>④各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①グループ会社の事業運営に関する重要事項については、管掌部門及び経営企画部門が協議をした上で、当社に事前承認を得る手続きを行っております。</p> <p>②当社及びグループ会社はリスク調査を実施し、そのリスクの特性に応じて対応策を検討しています。リスク/コンプライアンス委員会は全社横断的に対応すべきリスクを定め、当社内部統制部門と当該リスクの管理部門と連携して、対応策を協議しています。</p> <p>③内部監査部門は、リスクアプローチの観点にて内部監査を実施しています。また、グループ会社の監査役は会計及び業務監査を実施し、法令・定款の遵守に対する施策の実施状況を監査しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>6. 財務報告の信頼性を確保するための体制</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しております。</p> <p>②内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、当該システムが適正に機能することを継続的に評価しております。内部統制上何らかの問題点が発見された場合には、原因に応じて必要な是正措置を都度行っております。</p> |
| <p>7. 監査役監査体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p> | <p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>(1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>①監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる体制を採っております。</p> <p>②監査役（会）は、会計監査人及び内部統制・監査部並びにグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。</p> <p>(2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>①当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けております。また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っております。また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとしております。</p> <p>(3) 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>①監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとしております。</p> <p>②監査役会の職務を補助する従業員の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該従業員の取締役からの独立性を確保いたします。</p> |

(4) 取締役・従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①当社及びグループの取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものといします。

②監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしております。

③監査役への報告を行った当社及びグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループの役職員に対して周知徹底しております。

【運用状況の概要】

①当社監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席し、事業遂行及び財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けるとともに活発な意見交換をしております。

②当社監査役は各種委員会に適宜参加しており、情報共有を行うとともに意見交換を積極的に行っております。

③当社監査役会は、会計監査人、内部統制・監査部及びグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報の共有をし、連携してグループ内部統制の状況を監視しています。

④当社の監査役会は当該監査役会メンバーとグループ会社の監査役を構成メンバーとしたグループ監査役会を開催し、監査上の重要課題等について意見・情報共有をし、当社グループ全体の監査の充実を図っています。

⑤当社は監査役の職務を専任で補助する従業員を1名置いております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代間を超えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
こどもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために
わたしたちは新しい遊びの価値を創造します」

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)記載の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。また、新たに策定した2021年3月期までの中期経営計画において、以下の事業戦略を推進しております。

1. 自社オリジナルグローバルブランド戦略の推進
2. 日本、アジア オリジナルブランドの創出
3. カテゴリーNo.1 戦略
4. ハイターゲット及び高齢者向けビジネスの拡大
5. アジア市場の拡大
6. 欧米の完全立て直し

②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理並びにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役7名のうち4名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザー・コミッティー」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況並びにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役及び監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社及び当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、2019年6月21日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができる）以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。

⑥ 対抗措置を発動する場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2019年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主及び投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入及び継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効及び継続について株主の皆様のご意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様のご意思に係らねられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役及び社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様のご意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 87,153 | 流 動 負 債 | 36,338 |
| 現金及び預金 | 47,009 | 支払手形及び買掛金 | 8,648 |
| 受取手形及び売掛金 | 17,946 | 短期借入金 | 5,980 |
| 商品及び製品 | 13,370 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,300 |
| 仕掛品 | 625 | リース債務 | 2,550 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,013 | 未払金 | 6,183 |
| その他 | 7,350 | 未払費用 | 5,860 |
| 貸倒引当金 | △162 | 未払法人税等 | 695 |
| 固 定 資 産 | 42,099 | 返品調整引当金 | 229 |
| 有形固定資産 | 13,048 | 役員賞与引当金 | 67 |
| 建物及び構築物 | 4,048 | その他の | 822 |
| 機械装置及び運搬具 | 529 | 固 定 負 債 | 25,504 |
| 工具、器具及び備品 | 1,078 | 長期借入金 | 18,375 |
| 土地 | 3,897 | リース債務 | 1,077 |
| リース資産 | 3,170 | 繰延税金負債 | 638 |
| 建設仮勘定 | 324 | 再評価に係る繰延税金負債 | 472 |
| 無形固定資産 | 22,685 | 退職給付に係る負債 | 2,912 |
| のれん | 14,772 | 役員退職慰労引当金 | 177 |
| 商標利用権 | 3,563 | 製品自主回収引当金 | 349 |
| その他 | 4,349 | その他の | 1,503 |
| 投資その他の資産 | 6,365 | 負 債 合 計 | 61,843 |
| 投資有価証券 | 3,190 | 純 資 産 の 部 | |
| 繰延税金資産 | 1,015 | 株 主 資 本 | 56,394 |
| その他 | 2,187 | 資 本 金 | 3,459 |
| 貸倒引当金 | △27 | 資 本 剰 余 金 | 9,212 |
| 資 産 合 計 | 129,253 | 利 益 剰 余 金 | 44,980 |
| | | 自 己 株 式 | △1,257 |
| | | その他の包括利益累計額 | 10,255 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,109 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 407 |
| | | 土地再評価差額金 | 624 |
| | | 為替換算調整勘定 | 9,058 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △944 |
| | | 新株予約権 | 336 |
| | | 非支配株主持分 | 423 |
| | | 純 資 産 合 計 | 67,410 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 129,253 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 164,837 |
| 売上原価 | 98,472 |
| 売上総利益 | 66,364 |
| 販売費及び一般管理費 | 55,681 |
| 営業利益 | 10,683 |
| 営業外収益 | 552 |
| 受取利息及び配当金 | 206 |
| 受取賃貸 | 138 |
| その他 | 207 |
| 営業外費用 | 1,032 |
| 支払利息 | 266 |
| 為替差損 | 573 |
| その他 | 192 |
| 経常利益 | 10,204 |
| 特別利益 | 214 |
| 固定資産売却益 | 0 |
| 新株予約権戻入益 | 2 |
| 債権譲渡益 | 23 |
| 受取解決金 | 189 |
| 特別損失 | 2,816 |
| 減損損失 | 2,793 |
| その他 | 23 |
| 税金等調整前当期純利益 | 7,601 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,862 |
| 法人税等調整額 | 204 |
| 当期純利益 | 4,535 |
| 非支配株主に帰属する利益 | 27 |
| 当期純利益 | 4,507 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 3,459 | 9,152 | 43,818 | △687 | 55,743 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △296 | | △296 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,459 | 9,152 | 43,522 | △687 | 55,447 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,049 | | △3,049 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 4,507 | | 4,507 |
| 自己株式の取得 | | | | △707 | △707 |
| 自己株式の処分 | | 50 | | 137 | 187 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 10 | | | 10 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | - |
| 当連結会計年度変動額合計 | - | 60 | 1,457 | △570 | 947 |
| 当連結会計年度末残高 | 3,459 | 9,212 | 44,980 | △1,257 | 56,394 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|-----|-----|--------|--------|-----------|-----------|-------|---------|-------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰上損 | 延シ益 | 土地再評価金 | 為替換算調整 | 退職給付に係る調整 | その他の利益累計額 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,179 | 434 | 624 | 9,505 | △793 | 10,949 | 211 | 410 | 67,315 | |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | | △296 | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,179 | 434 | 624 | 9,505 | △793 | 10,949 | 211 | 410 | 67,019 | |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △3,049 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | | | 4,507 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △707 | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | 187 | |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | | | 10 | |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △69 | △27 | - | △446 | △150 | △694 | 125 | 12 | △556 | |
| 当連結会計年度変動額合計 | △69 | △27 | - | △446 | △150 | △694 | 125 | 12 | 391 | |
| 当連結会計年度末残高 | 1,109 | 407 | 624 | 9,058 | △944 | 10,255 | 336 | 423 | 67,410 | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 42,176 | 流動負債 | 17,917 |
| 現金及び預金 | 21,474 | 支払手形 | 330 |
| 売掛金 | 10,944 | 買掛金 | 3,387 |
| 商品及び製品 | 3,650 | 短期借入金 | 1,225 |
| 仕掛品 | 190 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,300 |
| 原材料及び貯蔵品 | 565 | リース債務 | 1,686 |
| 前渡金 | 205 | 未払金 | 4,002 |
| 前払費用 | 1,354 | 未払費用 | 1,188 |
| 短期貸付金 | 1,198 | 未払法人税等 | 177 |
| 未収入金 | 1,096 | 役員賞与引当金 | 41 |
| その他 | 1,510 | その他 | 577 |
| 貸倒引当金 | △13 | 固定負債 | 25,155 |
| 固定資産 | 45,201 | 長期借入金 | 18,375 |
| 有形固定資産 | 8,482 | リース債務 | 693 |
| 建物 | 2,577 | 再評価に係る繰延税金負債 | 472 |
| 構築物 | 48 | 退職給付引当金 | 792 |
| 機械及び装置 | 17 | 債務保証損失引当金 | 3,999 |
| 車両運搬具 | 5 | 長期預り保証金 | 20 |
| 工具、器具及び備品 | 103 | 資産除去債務 | 214 |
| 土地 | 3,335 | 製品自主回収引当金 | 349 |
| リース資産 | 2,355 | その他 | 239 |
| 建設仮勘定 | 37 | 負債合計 | 43,072 |
| 無形固定資産 | 580 | 純資産の部 | |
| 借地権 | 25 | 株主資本 | 41,975 |
| ソフトウェア | 524 | 資本金 | 3,459 |
| その他 | 29 | 資本剰余金 | 9,550 |
| 投資その他の資産 | 36,139 | 資本準備金 | 6,050 |
| 投資有価証券 | 2,642 | その他資本剰余金 | 3,499 |
| 関係会社株式 | 32,737 | 利益剰余金 | 30,223 |
| 出資金 | 49 | 利益準備金 | 747 |
| 長期貸付金 | 2,206 | その他利益剰余金 | 29,476 |
| 長期前払費用 | 77 | 固定資産圧縮積立金 | 102 |
| 繰延税金資産 | 62 | 国庫補助金圧縮積立金 | 0 |
| その他 | 135 | 別途積立金 | 12,600 |
| 貸倒引当金 | △1,771 | 繰越利益剰余金 | 16,773 |
| 資産合計 | 87,377 | 自己株式 | △1,257 |
| | | 評価・換算差額等 | 1,992 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,039 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 329 |
| | | 土地再評価差額金 | 624 |
| | | 新株予約権 | 336 |
| | | 純資産合計 | 44,305 |
| | | 負債純資産合計 | 87,377 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 83,474 |
| 売上原価 | 53,568 |
| 売上総利益 | 29,905 |
| 販売費及び一般管理費 | 23,830 |
| 営業利益 | 6,075 |
| 営業外収益 | 1,970 |
| 受取利息及び配当金 | 1,436 |
| 受取賃貸料 | 353 |
| 受取手数料 | 103 |
| その他 | 77 |
| 営業外費用 | 581 |
| 支払利息 | 164 |
| 貸与資産経費 | 174 |
| 為替差損 | 216 |
| その他 | 25 |
| 経常利益 | 7,465 |
| 特別利益 | 140 |
| 新株予約権戻入益 | 2 |
| 貸倒引当金戻入額 | 138 |
| 特別損失 | 867 |
| 投資有価証券評価損 | 12 |
| 減損損失 | 1 |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 850 |
| その他 | 2 |
| 税引前当期純利益 | 6,738 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,535 |
| 法人税等調整額 | 223 |
| 当期純利益 | 4,979 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-------------------|----------------|-----------|-------------|-----------------|--------|--------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | | 利益 剰余金 合計 | | | |
| | | | | | 固定資産 圧縮 積立金 | 国庫補助金 圧縮積立金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 3,459 | 6,050 | 3,449 | 9,500 | 747 | 103 | 0 | 12,600 | 14,843 | 28,293 | △687 | 40,566 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △0 | | | 0 | - | | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | | | △3,049 | △3,049 | | △3,049 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | | 4,979 | 4,979 | | 4,979 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | | | △707 | △707 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 50 | 50 | | | | | | | 137 | 187 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 50 | 50 | - | △0 | - | - | 1,930 | 1,929 | △570 | 1,409 |
| 当 期 末 残 高 | 3,459 | 6,050 | 3,499 | 9,550 | 747 | 102 | 0 | 12,600 | 16,773 | 30,223 | △1,257 | 41,975 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-------------|--------------|----------------|-------|--------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,104 | 272 | 624 | 2,000 | 211 | 42,779 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △3,049 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 4,979 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △707 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 187 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | △65 | 57 | - | △7 | 125 | 117 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △65 | 57 | - | △7 | 125 | 1,526 |
| 当 期 末 残 高 | 1,039 | 329 | 624 | 1,992 | 336 | 44,305 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社タカトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカトミーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社タカトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢嶋 泰久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカトミーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社タカラトミー 監査役会

常勤監査役 松 木 元 ㊟

監査役(社外監査役) 梅 田 常 和 ㊟

監査役(社外監査役) 吉 成 外 史 ㊟

監査役(社外監査役) 渡 邊 浩 一 郎 ㊟

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

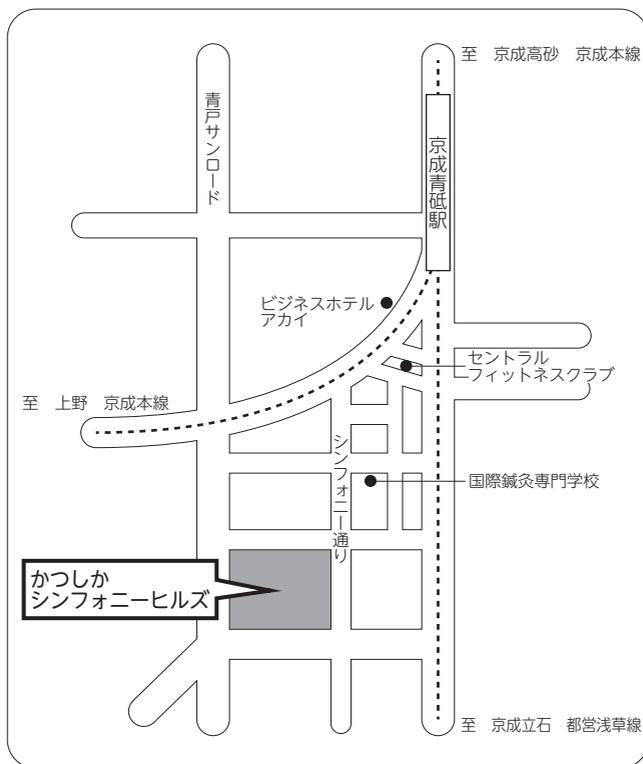
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール



交通のご案内

徒歩●^{あおと}京成青砥駅下車徒歩約7分

バス●亀有駅から新小岩駅行約15分、新小岩駅から亀有駅行約20分文化会館かつしかシンフォニーヒルズ下車すぐ
(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

